

平成19年（行ウ）第648号開発行為許可処分差止等請求事件

平成20年（行ウ）第105号、118号、第505号、第587号

訴えの追加的併合申立事件

原告 橋充自 外16名 鬼頭明子 外11名 川島修二 外1名

被告 東京都 外1名

(処分庁 東京都建築主事 外1名)

準備書面(9)

平成22年7月21日

東京地方裁判所民事第38部 御中

被告東京都訴訟代理人弁護士

今井克治



同指定代理人

山口聡



同

木村朋晃



(本件連絡担当)

原告らの平成22年6月15日付け第31準備書面（以下「原告準備書面31」という。）及び同年7月2日付け第32準備書面（以下「原告準備書面32」という。）の主張に対して、以下のとおり、反論する。

- 1 原告準備書面31及び同32は、裁判所からの本件各訴えに係る原告ごとの原告適格について主張立証する旨の釈明に対するものである。

原告らは、「原告らの居住不動産と開発予定地の位置関係に関する一覧表」に

より、各原告について、本件各訴えに係る原告適格がある旨主張する。

しかし、原告らの主張は、被告東京都に係る本件各義務付けの訴え及び本件差止め訴えについては、従前の主張に新たなものを付加する点はないものである。

すなわち、本件各義務付けの訴えについていうなら、自然保護条例に基づく中止命令及び景観法に基づく景観重要建築物の指定のいずれについても、法の趣旨は、個別的利益を超えた抽象的、一般的な公益を保護するものであって、公益に包含される不特定多数者の個々人に帰属する具体的利益は、直接的には法律の保護する個別的利益としての地位を有さず、一般的公益の保護を通じて付随的、反射的に保護される利益たる地位を有するにすぎず、抗告訴訟の原告適格を基礎づける法律上の利益を有しないとすることが、確定した判例法理であるから、原告らのいずれについても、原告適格を認める余地はないというべきである。

原告らは、「…重要文化財に相当する羽澤ガーデンについては、その保全を通して享受できる利益は広く国民に個別的利益として保護されるべきもの」（原告準備書面32、3頁12行目から14行目）との主張をしているが、「広く国民に保護される」利益を個別的利益とする論理は、成立しえないというべきであって、失当である。

また、建築確認申請がなされていないにもかかわらず提起された本件差止めの訴えは、原告適格の有無を論じるまでもなく、抗告訴訟として成り立ち得ないことに多言を要しないものである。

2 自然保護条例10条の都民による通報制度について

原告らは、自然保護条例10条の都民による通報制度について、「東京都自然保護条例10条に示された都民の通報行為とこれに対する東京都知事の調査・応答義務という実体的な権利、利益の保証、及び、処理経過を明らかにする手続的な権利、利益の保証からすれば、東京都民である限り、全ての個々人について個別的利益として保護する趣旨を有しているというべきである。」と主張する（原告準備書面32、5頁第4、1（1））。

しかし、自然保護条例は自然の保護と回復を図ることを目的とするから、その保護法益は生活環境に関する利益であって公益に属する利益とされ、判例法理によれば、抗告訴訟の原告適格を基礎付ける個別的利益ではないのは明らかである。

そして、自然保護条例10条は、条例違反の疑いのある行為について、都民からの通報を受けてなされる調査及び必要な措置に係る手続並びに処理経過等の公表を定めたものである。

この都民による通報制度は、自然の保護と回復の理念に反する自然破壊行為の実態を行政の監視体制だけで把握するのは困難であることから、これらの行為の監視について、都民の協力を得る目的で置かれたものであって、「知事は、事業者及び都民との連携及び協力の下に、あらゆる施策を通じて、自然の保護と回復に最大の努力を払わなければならない。」と知事の責務を規定する自然保護条例4条を具体化した制度の一つである。

したがって、都民による通報制度は、開発行為だけにとどまらず、保全地域制度や希少動植物など自然保護条例全般の各規定にも及ぶ総則的規定であって、都民の条例の趣旨実現のための協力について定めたものである。

以上から明らかなように、自然保護条例10条の都民通報制度は、自然の保護及び回復について、都民各自の個別的利益を保護する根拠規定となるものではない。

以上